

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月28日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第10号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和62年大和市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の意義」を削る。

第3条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に、「64時間」を「、64時間」に改める。

第4条中「第1条第10号に規定する」を「第1条の5第10号の」に改め、同条第2号中「第1条第1号から第9号まで」を「第1条の5第1号から第9号まで」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 当該小学校就学前子どもに係る保護者が育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが法第7条第10項第4号ハに規定する施設を利用しており、当該育児休業の間に当該施設を引き続き利用することが必要であると認められること。

第5条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項ただし書中「支給の認定」を「教育・保育給付認定」に、「小学校就学前子どもの」を「小学校就学前子どもに係る」に改め、同条第4項中「それぞれ」を削り、同項第2号中「前条第2号」を「前条第3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 前条第2号に掲げる事由に該当する場合（法第19条第1項第2号に該当する小学校就学前子どもに限る。） 第2項に定める期間

(3) 前条第2号に掲げる事由に該当する場合（法第19条第1項第3号に該当する小学校就学前子どもに限る。） 第3項に定める期間

第25条を第27条とし、第24条を第26条とする。

第23条中「保育所入所台帳及び保育児童票」を「入所児童の氏名、世帯状況その他当該児童に関する情報を明らかにする帳簿等」に改め、同条を第25条とし、第22条を第24条とする。

第21条第1項中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「を市長に提出しなければならない」を「により市長に申請しなければならない」に改め、同条第2項中「前項の」の次に

「規定による」を、「決定し」の次に「、当該教育・保育給付認定保護者等に対し」を加え、「保護者に」を削り、同条を第23条とする。

第20条第1項中「支給認定保護者等が」を削り、「ときとは」を「ときは」に、「ときをいう」を「場合とする」に改め、同条第2項中「それぞれ」を削り、同項第1号中「損害程度」を「損害の程度」に改め、同条第4項中「に規定する」を「の」に、「ときとは」を「ときは」に、「をいう」を「とする」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「通園した」を「通所した」に改め、同条第5項中「前項の特別の理由がある」を「前項各号のいずれかに該当する」に改め、「それぞれ」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条を第22条とする。

第19条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担額の当月分」を「当月分の利用者負担額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「それぞれ」を削り、同条を第21条とする。

第18条第1項中「別表第1(1)の表備考第2項(同表(2)の表備考第3項の規定において準用される場合を含む。)」を「別表第1備考第3項」に改め、「及び均等割の額」を削り、「定める方法」を「掲げる条件」に改め、同項第1号中「第20条」を「第21条」に、「ものとする」を「こと」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「令第4条第2項第7号、令第9条第1項第7号、令第12条第1項第7号及び令第13条第2項第7号の市町村民税が課されないこととなる者」を「令第4条第2項第8号イの市町村民税世帯非課税者」に改め、「みなす」の次に「こと」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第22条の2」を「第21条の2」に改め、「第26条の2」を削り、「含む。)」の次に「の規定」を加え、「ものとする」を「こと」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「別表第1(1)の表備考第4項の規則に定める世帯とは」を「別表第1備考第5項の規則に定める世帯は」に、「第22条に掲げるもの」を「第22条各号に掲げる者」に、「同項ただし書き」を「同項ただし書」に、「ものとは」を「ものは」に、「第28条の2に掲げるもの」を「第28条の2各号に掲げる者」に改め、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「別表第1(2)の表」を「別表第1」に、「規則で定める計算とは」を「利用者負担額は」に改め、「それぞれ」を削り、「とする」を「により計算する」に改め、同項各号中「支給認定子どもの場合 当該支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもの場合 当該教育・保育給付認定保護者」に、「25日で除する。」を「25で除する方法」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第20条とする。

第17条第1項第3号中「第1条各号」を「第1条の5各号」に改め、同条を第19条とする。

第16条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「第6条第1

項各号又は第2項に規定する申請を行い、認定を受けた支給認定保護者が、」を「教育・保育給付認定保護者は、当該教育・保育給付認定子どもが」に、「子どものための教育・保育給付支給認定取消届を」を「子どものための教育・保育給付認定取消届により」に改め、同項第3号及び第4号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき又は当該教育・保育給付認定保護者が子ども・子育て支援法施行令（以下「令」という。）第3条の規定に該当したときは、当該教育・保育給付認定保護者の教育・保育給付認定を取り消し、かつ、子どものための教育・保育給付認定取消通知書によりその旨を通知するものとする。

第16条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定」を「当該教育・保育給付認定」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（施設等利用給付認定の取消し）

第18条 施設等利用給付認定保護者は、当該施設等利用給付認定子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、子育てのための施設等利用給付認定取消届により市長に届け出なければならない。

- (1) 法第30条の9第1項第1号に掲げる場合に該当したとき。
- (2) 法第30条の9第1項第2号に掲げる場合に該当したとき。
- (3) 施設等利用給付認定の有効期間内に、法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- (4) 施設等利用給付認定の有効期間内に、法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による届出があったとき又は当該施設等利用給付認定保護者が令第15条の5第1号若しくは第2号に掲げるときに該当したときは、当該施設等利用給付認定保護者の施設等利用給付認定を取り消し、かつ、子育てのための施設等利用給付認定取消通知書によりその旨を通知するものとする。

第15条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「第13条第1項の規定により」を「第14条第1項の規定による」に、「変更を」を「変更が」に、「第10条の子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」を「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「支給認定子ども（以下「利用児童」という。以下この条において同じ。）の

保護者」を「保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に、「当該利用児童」を「当該保育認定子ども」に、「を市長に提出しなければならない」を「により市長に申し込まなければならない」に改め、同条第2項中「市長が」を削り、「申込書の提出を受けたときの処理」を「規定による申込みがあったときの手続」に、「前条」を「前条第2項から第4項まで」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「支給認定子どもが」を「保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は」に、「当該支給認定子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書を市長に提出しなければならない」を「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書により市長に申し込まなければならない」に改め、同条第2項中「申込書」を「規定による申込み」に、「による」を「における」に改め、「の提出」を削り、「当該支給認定子どもの利用」を「利用」に、「支給認定子どもの保護者に」を「教育・保育給付認定保護者に対し、」に改め、同条第3項中「申込書」を「規定による申込み」に、「による」を「における」に改め、「の提出」を削り、「当該支給認定子どもの利用の可否を調整したときは、当該支給認定子どもの保護者に、利用の調整が整ったときはその旨を書面により通知し」を「利用の可否を調整した結果」に改め、「整わなかったときは」の次に「、当該教育・保育給付認定保護者に対し、」を、「保育所等利用保留通知書により」の次に「その旨を」を加え、同条第4項中「行った支給認定子ども」を「行った教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子ども」に改め、「申込みを行った当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「を市長に提出しなければならない」を「により市長に申請しなければならない」に改め、同条を第13条とする。

第11条を削る。

第10条の見出しを「(変更申請書等)」に改め、同条中「第11条に規定する」を「第11条第1項の」に、「第15条に規定する」を「第15条第1項の」に、「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」を「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」に改め、同条に次の4項を加え、同条を第12条とする。

- 2 施行規則第28条の8第1項の申請書及び施行規則第28条の12第1項の届書は、子育てのための施設等利用給付認定変更申請書とする。
- 3 施行規則第12条第1項及び法第23条第3項において準用する法第20条第4項の規定による通知は、子どものための教育・保育給付認定通知書により行うものとする。
- 4 施行規則第28条の9及び法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第3項の規

定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定通知書により行うものとする。

5 施行規則第11条第1項の規定による申請及び施行規則第15条第1項の規定による届出を却下する場合の通知は、子どものための教育・保育給付認定申請却下通知書により行い、施行規則第28条の8第1項の規定による申請及び施行規則第28条の12第1項の規定による届出を却下する場合の通知は、子育てのための施設等利用給付認定申請却下通知書により行うものとする。第9条中「に規定する」を「の」に、「子どものための教育・保育給付支給認定申請書」を「子どものための教育・保育給付認定申請書」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 施行規則第28条の6第1項の届書は、子育てのための施設等利用給付認定申請書とする。

第8条の見出し中「利用者負担額」の次に「等」を加え、同条中「第7条」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第10条とする。

2 施行規則第7条第1項第2号の規定による通知は、副食費徴収免除通知書により行うものとする。

第7条を第9条とする。

第6条の見出しを「(教育・保育給付認定の申請書等)」に改め、同条第1項中「に規定する」を「の」に改め、「それぞれ」を削り、同項第1号中「子どものための教育・保育給付支給認定申請書」を「子どものための教育・保育給付認定申請書」に改め、同項第2号中「子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼保育所等利用申込書」を「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」に改め、同条第2項中「支給認定子ども(法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する者に限る。第13条において同じ。)」を「保育認定子ども(法第30条に規定する保育認定子どもをいう。以下同じ。)」に係る教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の」に、「子どものための教育・保育給付支給認定申請書」を「子どものための教育・保育給付認定申請書」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 法第20条第4項の規定による通知は、子どものための教育・保育給付認定通知書により行うものとする。

第6条に次の1項を加える。

4 法第20条第5項の規定による通知は、子どものための教育・保育給付認定申請却下通知書により行うものとする。

第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(施設等利用給付認定の申請書等)

第8条 施行規則第28条の3第1項の申請書は、子育てのための施設等利用給付認定申請書とする。

2 法第30条の5第3項の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定通知書により行うものとする。

3 法第30条の5第4項の規定による通知は、子育てのための施設等利用給付認定申請却下通知書により行うものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

(施設等利用給付認定の有効期間)

第6条 施行規則第28条の5第4号ロの規定により本市が定める期間は、90日とする。

2 施行規則第28条の5第6号の規定により、法第30条の4第2号に該当する小学校就学前子ども(当該小学校就学前子どもに係る保護者が施行規則第1条の5第9号に掲げる事由に該当する場合に限る。)に係る本市が定める期間は、施行規則第28条の5第2号に掲げる期間とする。ただし、法30条の8第4項の規定により、本市が職権で施設等利用給付認定の変更の認定を行うときの期間については、当該施設等利用給付認定子どもが満3歳に達した日以後最初の4月1日から当該施設等利用給付認定子どもに係る保護者の育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日(職場復帰をする場合においては、当該月の末日)までの期間とする。

3 施行規則第28条の5第6号の規定により、法第30条の4第3号に該当する小学校就学前子ども(当該小学校就学前子どもに係る保護者が施行規則第1条の5第9号に掲げる事由に該当する場合に限る。)に係る本市が定める期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 認定起算日から当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間

(2) 認定起算日から当該小学校就学前子どもに係る保護者の育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する年度の末日(職場復帰をする場合においては、当該月の末日)までの期間

4 施行規則第28条の5第6号の規定により、法第30条の4第2号又は第3号に該当する小学校就学前子ども(当該小学校就学前子どもに係る保護者が施行規則第1条の5第10号に掲げる事由に該当する場合に限る。)に係る本市が定める期間は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期間とする。

(1) 第4条第1号に掲げる事由に該当する場合 認定起算日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間(法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもにあつては、認定起算日から当該小学校就学前子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間)

(2) 第4条第3号に掲げる事由に該当する場合 市長が必要と認める期間

別表を次のように改める。

## 別表（第26条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	子どものための教育・保育給付認定申請書	第7条及び第11条
第2号様式	子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等 利用申込書	第7条及び第14条
第3号様式	子どものための教育・保育給付認定通知書	第7条及び第12条
第4号様式	子どものための教育・保育給付認定申請却下通知書	第7条及び第12条
第5号様式	子育てのための施設等利用給付認定申請書	第8条及び第11条
第6号様式	子育てのための施設等利用給付認定通知書	第8条及び第12条
第7号様式	子育てのための施設等利用給付認定申請却下通知書	第8条及び第12条
第8号様式	子どものための教育・保育給付支給認定証	第9条
第9号様式	利用者負担額等通知書	第10条及び第23条
第10号様式	副食費徴収免除通知書	第10条
第11号様式	子どものための教育・保育給付認定変更申請書	第12条及び第16条
第12号様式	子育てのための施設等利用給付認定変更申請書	第12条
第13号様式	子どものための教育・保育給付支給認定証再交付申請書	第13条
第14号様式	保育所利用等決定通知書	第14条、第15条及 び第19条
第15号様式	保育所等利用保留通知書	第14条及び第15条
第16号様式	保育所等変更申込書	第15条
第17号様式	子どものための教育・保育給付認定取消届	第17条
第18号様式	子どものための教育・保育給付認定取消通知書	第17条
第19号様式	子育てのための施設等利用給付認定取消届	第18条
第20号様式	子育てのための施設等利用給付認定取消通知書	第18条
第21号様式	利用者負担額等減免申請書	第23条
第22号様式	督促状	第24条

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。